

火葬炉保守点検業務仕様書

1. 業務の履行義務

乙は業務を円滑に遂行するとともに火葬設備としての機能保持のため仕様書及び契約書に基づき業務を完全に履行しなければならない。

2. 業務の内容

(1) 火葬炉保守点検業務の内容

- ・火葬炉 2 基（排気系列 1 炉 1 系列）
 - ①火葬炉（本体）点検
主燃烧炉、再燃烧炉、炉内台車の耐火物及び金物
 - ②排気設備点検
排ガス集塵冷却設備、排気ファン、排気筒等
 - ③燃烧機器点検
各バーナー、燃烧空気ブロワ、給油設備等
 - ④電気制御機器点検
炉制御盤、動力盤、中央監視装置、その他の制御機器等
 - ⑤付属部品
遠隔監視装置、予防保全システム等
 - ⑥特殊付帯設備
高圧空気供給設備、残灰集塵設備等

(2) 点検回数

- ①総合点検…年 1 回
- ②巡回点検…年 3 回

3. 業務の報告

点検業者の報告等については、次のとおりとする。

- (1) 乙は、点検作業が終了したら報告書等を作成し、甲に報告するものとする。
- (2) 点検等により、故障その他不具合を発見したときは、乙は速やか甲へ報告するとともに遠隔診断による一次対応（不具合対応の電話指示等）を行うこと。また、必要に応じて技術者の派遣による点検・保守作業を行うこと。

4. 保守点検費用の負担

設備の保守点検に要する費用は乙の負担とする。但し、設備の破損若しくは老朽化による機器の更新又は交換に要する費用は甲の負担とする。

5. その他

部品等の損傷が著しいため交換を必要とする部品については、組合側と協議の上で交換することとする。点検作業にあたっては安全管理に努め万全の処置を講じ、業務に関する疑義は業務着工前に確かめ組合側の指示にしたがうこととする。緊急点検修理を行った場合は、その内容を記録し書面で提出することとする。